

第4回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	資料1-2
平成21年10月19日	

保育に関する費用保障(給付)の仕組み ～ 利用者負担のあり方 参考資料

第一次報告(抄)

1 これからの保育制度のあり方について

(5) 今後の保育制度の姿 —新たな保育の仕組み—

⑤ 費用設定

○ 所得にかかわらず一定の質の保育を保障するため、保育の価格(公費による補助額+利用者負担額)を公定する。(公定価格)

○ 利用量(実利用量ではなく必要量)に応じた月額単価設定を基本としつつ、安定的運営に配慮する。

○ 利用者負担のあり方については、所得に対する十分な配慮を基本に、今後、具体的なあり方を検討する。また、利用者負担の水準の決定は、国の定める基準の下、所得の把握しうる市町村において行うものとする。

※ 付加的サービスについての価格設定等の取扱いについて、さらに検討する。

⑥ 費用の支払い方法

○ 市町村が保育の費用の支払い義務を負う。

○ 保育料(利用者負担)の水準の決定は、国の定める基準の下、所得を把握しうる市町村において行うものとする。

○ 保育料徴収については、選択者(保護者)と最終利用者(子ども)が異なるという保育の特性を踏まえ、未納があっても子どもの保育が確保されるよう、また、保育所における徴収事務体制がないこと等の課題を踏まえ、具体的な方策(市町村と保育所の役割等)をさらに検討する。

一部負担金の適正な運用に関するモデル事業（平成21年度） 【医療機関の未収金対策】

- 入院患者について「一部負担金減免制度」と「保険者徴収制度」の運用改善を図る。
- 平成21年度にモデル事業を実施し、結果を踏まえ、平成22年度以降に全市町村での適切な運用のための一定の基準を提示予定。

モデル事業の概要

全国実施を見据え、各都道府県ごとに、少なくとも1つの市町村においてモデル事業を実施。

1. 協議会の設置

協力医療機関、関係行政機関（国保・生保など）の協議会で、連携方策を検討。

2. 一部負担金減免の適用（生活困窮による未収金の対策）

- ① 協力医療機関は、入院時刻インタビューで把握した患者の一部負担金減免申請を援助。
- ② 市町村は、一時的に生活保護世帯に準ずる状況にあると認めれば、一部負担金を減免。
- ③ 国は、市町村が負担した一部負担金減免相当額の一部を補てん。

3. 保険者徴収制度の活用（悪質滞納による未収金の対策）

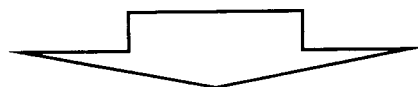
- ① 協力医療機関は、入院時刻インタビューにおいて、本人・家族等の連絡先、支払方法を確認。未収金発生後は、支払誓約書の作成（発生時）、電話等による催促（毎月）、内容証明付き郵便による督促状送付（3ヶ月に1回）、本人宅への訪問等（最低1回）を実施。
- ② 市町村は、治療終了から3ヶ月経過後、協力医療機関からの要請で、電話等で催促。さらに合計6ヶ月経過し、かつ、次のいずれかの場合、強制徴収（保険者徴収）を実施。
(ア)対象額が60万円超の場合 または (イ)保険料も滞納で強制徴収する場合

保険者徴収制度の活用（概要）

第1段階：保険者から電話・文書による催促

保険者徴収の前段階として、次に該当する場合には、医療機関からの協力依頼に基づき、保険者が、電話又は文書による催促を実施する。

- ① 医療機関が(別紙)の未然防止策及び回収の取組を実施していること。
- ② 治療が終了してから3ヶ月以上が経過していること。



それでも支払いがない場合...

第2段階：悪質な滞納に重点化して保険者徴収を実施

次に該当する悪質な滞納について保険者徴収を実施する。

- ① 医療機関が(別紙)の未然防止策及び回収の取組を実施していること。
- ② 治療が終了してから6ヶ月以上が経過していること。
- ③ 次のいずれかに該当していること。
 - (ア) 保険者徴収の対象となる一部負担金相当額等が60万円を超えるもの
※少額訴訟の対象が60万円以下の金銭の支払を求めるものとなっている。
 - (イ) 市町村が同一の被保険者に保険料の滞納処分を実施する状態にあるもの。

○ **国民健康保険法**(昭和三十三年法律第百九十二号)

第四十四条 保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第四十二条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

一・二 (略)

三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2・3 (略)

○ **健康保険法**(大正十一年法律第七十号)

(一部負担金の額の特例)

第七十五条の二 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であつて、保険医療機関又は保険薬局に第七十四条第一項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

一・二 (略)

三 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

2・3 (略)

○ **健康保険法施行規則**(大正十五年内務省令第三十六号)

(法第七十五条の二第一項の厚生労働省令で定める特別の事情)

第五十六条の二 法第七十五条の二第一項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこととする。

保育の必要性の判断～公的保育契約

1 保育対象範囲について

(1) 保育対象範囲を検討する基本的な考え方

【第1次報告での整理】

- 新たな制度体系が目指すものとして、「すべての子どもの健やかな育ちの支援」を基本に置くとともに、「国民の希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会にしていくこと」と整理。
- また、新たな制度体系に必要な費用は、「社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合う仕組み」としていくことを確認。
- 「新たな保育の仕組み」の検討の前提としても、「良好な育成環境の保障を通じたすべての子どもの健やかな育ちの支援が必要」としている。
- さらに、検討が必要となってくる背景として、
 - ① 保育需要の飛躍的増大
 - i) 共働き世帯の増加(サービスの一般化)
 - ii) 大きな潜在需要(未就学児がいる母親の「就労希望の高さ」と現実の「就労率の低さ」との大きなギャップ)
 - ② 保育需要の深化・多様化
 - i) 働き方の多様化(短時間・夜間・休日等)
 - ii) 親支援の必要性の高まり
 - iii) すべての子育て家庭への支援の必要性
 - ③ 地域の保育機能の維持の必要性などを挙げている。

- 子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する観点から、保育ニーズ(一時預かりニーズを含む)について、すべての子どもを念頭に置いた保障の在り方を考える必要。

(第1次報告より抜粋)

v) すべての子育て家庭に対する支援の必要性

現行制度においては、専業主婦家庭については、基本的に保育の必要性が認められておらず、現に、3歳未満の子ども8割は、家庭内で育てられている。今後、保育の量の抜本的拡充を進め、潜在需要を満たしたとしても、未就学児のいる母親のなお半数は、育児に専念する状況と想定される。

しかしながら、前述のとおり、核家族化が進み、地域のつながりも希薄化した今日においては、従来一般的であった親族や近隣の支援が得られにくくなっており、専業主婦家庭の方がより孤立感・不安感・負担感を抱えながら子育てをしている現状がある。孤独で密室化し、周囲の支援が受けられない状況の中では、児童虐待に至るリスクも相対的に大きい。

また、多額の公費を投入する制度としての公平性の観点からも、専業主婦家庭に対する一定の支援が求められる。

- また、短時間勤務の者の増加、夜間・休日等働き方の多様化などの中、ライフステージを通じた安心した子育てといった観点から、深化・多様化する保育需要に対応した柔軟な保育の保障が必要。
- 現行制度では、認可保育所に関し、需要が供給を上回っている市町村を中心として、各市町村の条例において、例えば週4日以上就労でないと認めないなどとなっており、また、フルタイム勤務者が優先され、短時間勤務者等の利用は厳しくなっている傾向。
⇒ フルの通常保育の利用か、限定されたサービス量の一時預かりを除いてはサービス保障のない現状を見直し、必要性に応じたサービスの利用が可能となるようにしていく必要。

(2) 具体的な保障範囲

現行(認可保育所の場合)

新しい保育の仕組み

①昼間労働することを常態

⇒ 多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応するため、「昼間労働」「常態」という要件は不要ではないか。

②妊娠中、出産後間がない

③保護者が疾病、負傷、精神・身体に障害

④同居親族の常時介護

⑤災害復旧

⇒ 現行と同様に保育が必要とする。

⑥その他①～⑤に類する状態

・ 求職中、就学

⇒ 現実に利用が可能となるようにしていく必要

・ 下の子の育児休業取得に際して
上の子の取扱いについて、

→ 「次年度に小学校入学であるなど、入所児童の環境変化を留意する必要がある場合」

「発達上環境の変化が好ましくない場合」

⇒ 左記要件に該当しない場合、例えば、3歳以上の場合、一旦保育所を退所し、幼稚園に通園した後、育児休業明けに再度保育所申込みをすることとなり、かつ、再入所も保障がないが、どう考えるか。

かつ、
同居親族等が保育できない場合

⇒ 第1次報告では、この要件は外すことにしている。

※保護者が非就労である障害児

⇒ 次回以降に検討

※専業主婦家庭など不定期・一時的
利用の場合

⇒ 第1次報告では、一時預かりとして保障

※人口減少地域等で地域に幼稚園が
ないような場合

⇒ 保育第二専門委員会の議論も踏まえ検討

【保護者の就労を要件とする場合について】

- ① 「新たな保育の仕組み」では、多様な就労形態に応じた保育ニーズに対応するため、「休日」「早朝・夜間」「短時間」「不定期」の就労についても保育を保障する。
 - ⇒ 認可保育所の開所日数、開所時間に応じた保障の仕方から、子ども毎に必要性に応じた保障の仕組みとすることで、「休日」「早朝・夜間」などのニーズには対応しやすい仕組みとなる。
 - それに応じたサービス基盤の確保が必要
 - ・ 今後需要の大幅な拡充が見込まれる短時間勤務等の場合については、現行制度でも、特定保育・一時保育の給付メニューも活用しながら、認可保育所による受入れで可能な限り対応。現行では対応しきれていないニーズについても、利用者の意向を踏まえながら、認可保育所における対応を拡大するとともに、多様な給付メニュー(受け皿)を制度的に考える必要。
- ② 「求職中」「就学」について
 - ・ 育児が一段落した後の円滑な再就職など、安心して求職活動ができるよう、保育の保障をしていく必要。
 - ・ その際、保育の実施期間等の具体的仕組みを検討していく必要。
- ③ 在宅就労、自営業、農林水産業等の多様な働き方についても、ニーズに応じた保育保障の仕組みを考える必要。

2 保育利用までの具体的流れ

※ 「新たな保育の仕組み」における公的保育の保障は、認可保育所のほか家庭的保育等の多様なサービスメニューを含めたサービス全体で、保育の必要な子どもに対し保育を保障するもの。

以下、表記の便宜上、多様なサービスメニューを含め、「保育所等」と記述。

(1) 「新たな保育の仕組み」における保育利用の流れを検討するに当たっての基本的な考え方

○ 法的な整理は、以下の通り(第1次報告)。

- ・ 保育の必要性・量及び優先性についての認定は、市町村が行う。
- ・ 市町村が公的責任を果たす三者の枠組みの中で、認定を受けた利用者が保育所等と公的保育契約を締結。

※ 市町村が、利用保育所等の決定とは独立して保育の必要性・量を判断することにより、潜在的な需要を明確化 = 市町村の認可保育所に対する委託関係に代わって、三者の枠組みの中で公的保育契約

○ 具体的な手続きの流れについては、次のような視点を踏まえて考える必要。

- ・ 優先的に利用確保されるべき子どもに対する保育の確保
- ・ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できない場合に対する配慮
- ・ 受入れ決定(選考)の公平・公正な実施
- ・ 利用者の手続負担に対する配慮
- ・ 育児休業終了から保育利用への連続性
- ・ 保育を必要とするすべての子どもに対する利用保障
- ・ 就労開始の一定期間前に利用保育所等が判明するような予測可能性
- ・ 緊急に保育を必要となる場合の利用保障

(2) 保育利用までの具体的な流れ

○ 基本的な手続きの流れは以下の通り。

①利用者が市町村に認定の申請 → ②市町村が認定 → ③利用者が保育所等へ申込み → ④保育所等が受入れについて決定(選考) → ⑤利用者と保育所等との公的保育契約

※ それぞれの段階において、様々なケースを想定し、実際に運用可能な具体的な対応を検討

①利用者が市町村に認定の申請

○ 市町村は、利用者に対し、

i) 保育の仕組み及び地域における保育所等の状況(保育所等の基本情報、対応できるサービスメニュー等)等を分かりやすく情報提供

ii) 利用者のニーズに応じ、認定申請や保育所等の申込みに関する相談支援

○ 虐待事例など、保護者の自発的な利用申込みが期待できないケースについては、関係機関との連携の上、市町村が責任を持って利用支援を行い、保育を保障(必要な場合は児童養護施設等への措置等につなげる)。

○ 利用者が市町村に保育認定を申請するに際しては、例えば、就労時間や勤務時間等について事業主等が証明する書類を申請書に添付することにより、就労等の状況を確認。

②市町村が認定

- 「1」で検討の保育対象範囲に基づいて、保育の必要性・量、優先性について認定。
 - ※ 優先的に利用確保されるべき子どもの範囲、仕組みについては、次回以降に検討
- 当該認定において同時に、保育料の負担区分(例えば、低所得者への配慮を行う場合に低所得者の区分に該当する旨の確認)も決定する必要。
- 認定後、市町村は認定者の保育の実際の利用状況を把握(実際に保育の利用に至ったか、優先すべき子どもの利用が確保されているかを含む)し、待機児童に係る情報(各保育所等の定員充足状況等)の開示を行う。
- 定期的な就労等の状況の確認、事情が変更となった場合の利用者側からの申出等の仕組みを考える必要。

③利用者が保育所等に申込み

- 利用者が保育所等に入所を申し込む段階については、次のような点に考慮する必要。
 - ・ 事前に利用が予測できる場合、随時保育が必要となる場合に応じた対応
 - ・ 育児休業終了時や就労開始時におけるスムーズな利用と予測可能性
 - ・ 利用者の手続負担(利便性)への配慮
 - ・ 虐待事例、障害児、ひとり親家庭、保護者が障害者の場合、休日・早朝・夜間就労者等で受け皿が限られる場合の市町村による利用支援

- また、「需要が供給を上回っている場合」と「供給が需要を上回っている場合」と区分して考える必要がある。

【利用保育所等が決まる時期】

- 事前に保育が必要となることが予測できる場合の対応としては、保育所等を利用できることが就職や職場復帰の重要なポイントとなることから、できるだけ早期に利用保育所等が決まるようにすべきではないか。
例えば、
 - ・ 4月から保育利用を希望する場合は、例えば前年12月末までに利用保育所等が一定程度判明するような日程
 - ・ 育児休業期間の終了時期との関係等で、年度途中からの保育利用を希望する場合は、当該時期からの利用予約制の導入

- 同居親族の常時介護等により、随時保育が必要になる場合にも、その都度、保育の利用開始が可能となる必要がある。

【需要が供給を上回っている場合】

- 利用者が保育所等に利用を申し込むに際し、市町村が関与しなかった場合、次のような事態が想定される。
 - ・ 利用者が利用を希望する保育所等を探し、保育所等に直接利用を申し込む。
 - ・ 希望者が定員を上回り、受入れ決定(選考)されなかった場合は、当該利用者は改めて、定員を充足していない保育所等の情報を入手し、当該保育所等に利用を申し込む。
 - ・ 受入れ決定(選考)されなかった度に、同様の手続きを繰り返す。
- ⇒ 現在、利用者が市町村に、複数の希望する認可保育所を記載して入所を申請し、市町村から利用者に、受入先保育所(又は、受入れが可能な認可保育所がない旨)を通知する仕組みであるが、これよりも利用者にとって手続きが煩雑になる側面